

請求人 XXXXXXXXXX 様

小松島市監査委員 工 藤 誠 介
同 佐 藤 光太郎

令和5年6月26日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、次の理由により、同条に定める要件を欠き不適法であり、これを却下することとしたので、その旨通知します。

1 本件請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書等の記載から、本件請求の要旨は次のとおりと認められる。

- (1) 市は、令和4年8月26日に締結した「小松島市新小学校施設整備に係る基本計画策定業務及びPFI導入可能性調査業務」委託契約（以下「本件委託契約」という。）により、「小松島市新小学校施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定したが、基本計画には、新小学校施設整備費として96億円をかけるのに見合う具体的な効果に関する説明がない。また、基本計画は、教育環境の改善より市の財政負担軽減に重きを置いていると思われる。これらのことから、基本計画策定業務は、不当である。
- (2) また、基本計画に記載されている再編場所は、徳島県防災・減災マップによる津波基準水位が2メートルを超えている。この場所では、児童の安全・安心が保障されているとは言えない。よって、本件委託契約及びこれに係る公金の支出（以下「本件行為」という。）は、不当である。
- (3) さらに、市立小学校は全て耐震改修工事を完了しており、まだ使用可能である。児童の学力確保の点からも、学校規模を拡大しなければならない理由はない。基本計画に基づく学校再編は不要不急のものであるから、本件行為は不当である。
- (4) 以上により、市長に対し本件委託契約に係る委託料 31,449,000 円を市に返還すること並びに令和5年度の学校再編に係る契約の締結及び公金の支出

を差し止めることを求める。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求制度の趣旨及び住民監査請求の要件

法第242条において規定される住民監査請求制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に違法若しくは不当な財務会計上の行為又はいわゆる怠る事実があると認めるときに、当該普通地方公共団体が被った財産上の損害を補填し、又は損害を被ることを防止するため、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求めることができることとし、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とした制度である。

こうした趣旨から、住民監査請求の対象は財務会計上の行為又は怠る事実(以下「財務会計行為」という。)に限られており、これに該当しない行為の違法性又は不当性を対象とする請求は、原則、同条第1項が定める要件を欠く不適法な請求に当たるといわなければならない。

また、同項は、監査請求は、違法又は不当な財務会計行為があることを証する書面を添えてすべきものと規定する。このことから、住民監査請求制度は、住民監査請求の対象となる財務会計行為が具体的に特定されることを前提としているものと解される。したがって、住民監査請求においては、対象とする財務会計行為を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が上記の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であると解すべきである。(最高裁平成2年6月5日判決(平成元年(行ツ)第68号))

(2) 本件請求の適法性

そこで、本件請求について見ると、請求人は、住民監査請求書等における文章上、本件委託契約及びこれに係る公金の支出が不当であると主張しているものの、請求の趣旨の上での不当性の所在は、基本計画の内容並びに基本計画に基づき進められることとなる新小学校施設の建設及び現在ある小学校の統廃合に置かれているのは明らかである。

計画策定という行政行為により形成される各種の行政計画を含め、ほとんどの行政施策は、その原因あるいは帰結として公金の支出その他の財務会計行為に連繋する。その財務会計行為をとらえて、これに連繋する非財務会計行為の

すべてを住民監査請求の対象とすることが一般に是認されるものとするれば、およそ広範かつ多岐にわたる行政施策全般の是非を住民監査請求制度によって争うことができるという不合理な事態を生じさせることとなり、対象を財務会計行為に限定する同制度の趣旨を逸脱することとなる。

また、請求人は、基本計画に基づく新小学校施設の建設及び現在ある小学校の統廃合の不当性をもって、本件行為を対象とする本件請求の理由の一つにしているが、当然ながら当該理由は本件行為の財務会計行為としての不当性を摘示するものにはならないのであって、対象行為の違法性又は不当性を具体的に摘示しない本件請求は、法第242条第1項が定める要件を欠く不適法な請求に当たるといわざるをえない。

(3) 結論

以上により、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断するのが相当である。

以上

なお、請求人は、法第242条の2の規定により、この通知があった日から30日以内であれば住民訴訟を提起することができる。